

2019 年度用



一般財団法人 長崎県子ども会育成連合会

<連絡先>

〒850-0057

長崎市大黒町3番1号 長崎交通産業ビル3階

電話番号:095-827-4574 FAX 番号:(切り替え)

<http://www.kodomo-kai.or.jp/nagasaki/>



子ども会は、子どもたちに生きる力と輝きを育み、体験を通して感動が生まれ、輝く夢を与える活動を行なっています。

☆仲間遊び ☆スポーツ活動 ☆野外活動 ☆伝承芸能活動 ☆ボランティア活動等

長崎県では地域の子どもの会活動支援のために、次のような事業を行っています。

- ・ジュニア・リーダー研修会 ・伝承芸能大会 ・安全啓発指導者養成講習会 (KYT)
- ・指導者・育成者研修会 (功労者・団体表彰) 等 ・九州ジュニア・リーダー大会
- ・シニア・リーダー研修会への参加 その他、九州地区・全子連事業への参加等

子ども会活動を安心して行うために、共済に加入することも忘れずに！！

年会費には共済掛金の他に賠償責任保険料が含まれています。

活動中に会員本人が負ったケガや病気の他に、誤って第三者にケガを負わせてしまったり、物を壊したりして法律上の賠償責任を負ったときに補償を受ける事ができます。

定期的に、そして事業開始前から事業実施中にも KYT (危険予知トレーニング) を行い、事前の会場下見による安全・安心を確保しましょう。

子ども会に加入するには

単位子ども会、市町子連、長崎県子ども会育成連合会に所属する者が次の年会費を納める必要があります。

☆子ども会年会費(1人)・・・160円 (内訳)

全国子ども会安全共済掛金・・・50円(10月1日以降加入の場合・・・40円)

全国子ども会連合会運営費・・・20円(子ども会賠償責任保険料を含む)

長崎県子ども会育成連合会運営費・・・90円

(安全教育、共済金請求書作成、事前審査、名簿管理等の費用として)

※別途、市町子連会費として 円を納めることになります。

} 70円
(10月1日以降加入60円)

安 全 共 済	補償内容	条 件	支 給 内 容
	傷害・医療	治療期間は180日を限度とする 最高50万円まで支給する (保険医療機関に限定します)	保険医療費総額の30%を支給 ※総保険医療点数333点以下は対象外 (医療共済金額が1,000円以下)
	後遺障害	障害の程度に対応(後遺障害等級表による)	7万円～600万円の範囲
	死亡	事故発生日から180日以内に死亡した場合	600万円
賠償責任	施設所有者賠償	対 人	1事故5億円 1名1億円を限度(免責なし)
		対 物	1事故200万円 又は 1,000万円を限度(免責金額1,000円)
	受託者賠償	対 物	1事故・保険期間中につき1,000万円(免責金額3,000円)

※上記は、補償の概要です。詳細は、全国子ども会連合会のホームページをご確認下さい。 <http://www.kodomo-kai.or.jp/>